脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.85

**汎アフリカ精神障害者ネットワーク（精神障害者を代表するアフリカ地域組織）**

障害者権利委員会への提出書類

筆者：Rugoho Tafadzwa（精神保健専門アドバイザー）

1) 家族は、精神障害者（person with psychosocial disabilities）の恣意的な施設収容を助長する主犯格となる。施設入所に関して、精神保健サービスの利用者に代わって決定する権限を家族に与えないことが必要である。

2) 国家は、精神障害者の公式・非公式な施設収容を廃止するだけでなく、犯罪とする必要がある。宗教指導者は、悪魔を追い出すという名目で施設収容を実践してきた責任を問われなければならない。宗教指導者は、精神障害を祈りと施設収容が必要なものとして扱うことをやめる必要がある。

3) 国家は、障害のある人と協議の上、危機的状況において障害のある人にどのように対処するかについての枠組みを持つべきである。そのアプローチは決して恣意的であってはならない。

4) すべての宗教組織（religious platform）は、脱施設化の取組みに含まれなければならない。

5) すべてのインフォーマルな施設、個々の宗教指導者は、精神保健サービス利用者を含む障害のある人の施設収容を実践することを禁止されるべきである。

6) 精神障害のある人は、第20項「選択する権利、意志と選好の尊重」に明確に言及される必要がある。

7) 国家は資源の提供を義務付けられるべきである。資源の提供に関しては、憲法や政策が拘束力を持つべきである。多くの政府は、精神障害のある人を含む障害のある人に関しては資源が不足していると主張している。

8) 国家は、障害のある人のための施設を取り壊すか、その用途を大幅に変更すべきである。

9) 地域支援は、特にグローバル・サウスの農村部など、支援が届きにくい地域の人々を含むべきである。農村部に住む障害のある人は、無視されたマイノリティの一つである。コミュニティ支援は、このグループにも届くようにする必要がある。

10) 精神障害のある人を含む精神医療施設の利用者にも、総合的な補償パッケージが与えられるべきである。

11) 脱施設化には、家族に頼らず自分で生計を立てられるように、経済的・社会的なエンパワーメントを行うプロセスも含まれるべきである。

12)精神障害のある女性を含め、障害のある女性をエンパワーし、保護するための意図的なアプローチが必要である。精神障害のある女性は、障害のある女性のエンパワーメントに向けた取り組みが議論される際に、通常省かれている。精神障害のある女性の代表が必要である。

13) 精神障害のある子どもの親が、子どもを施設に捨てる誘惑に駆られないように、カウンセリングや経済的支援という形で援助を与えるべきである。

14) 施設を出る人には、身分証明書などの書類が提供される必要がある。そうすることで、自立した生活を送りやすくなり、ローンや住宅などの他の制度にアクセスしやすくなる。

15) 銀行は、ローンを申し込む精神障害のある人を差別すべきではない。国家は、そのようなローンに保証を与えることができなければならない。

16) 施設、司法、法執行機関の運営に責任を持つ当局や職員は、障害のある人の権利、特に精神障害のある人の権利に関する研修を受けるべきである。精神障害のある人は、特に性的虐待などの侵害に遭遇したときに、司法へのアクセスを持つべきである。裁判所と司法システム全体は、精神障害のある人が制度を利用する可能性があることに十分に注意し、サポートする必要がある。施設を出た後に権利侵害を報告する人も含めて。

17) 過去の人権侵害を報告した人はどうなるのか？この文書はこの点を非常に明確にすべきである。この点をはっきりさせないと自立生活と地域社会への包摂の権利は実現せず、これは譲れない。

18) すべての家族が、特に精神障害のある人にとって良い家族であるとは限らない。虐待や暴力の例すらある。しかし、締約国が障害のある人に適切な支援を提供できない場合、自分たちの理解や手段に基づいて解決策を生み出すのは家族である。

19) 草案作成に参加した精神障害者の数は不明なので、我々は、文書に意見を述べる十分な機会が精神障害者に与えられていなかったのではないかと思う。

**今後の方向性**

* ガイドラインは、特にグローバル・サウスの国々にとって、この旅（journey）を実現する実践的なステップを提供する必要がある。
* ガイドラインは、特にグローバル・サウスの国が、ガイドラインをどう自国の政策などに反映させていくかを示す必要がある。
* ガイドラインは、この文書を使うべき人にとって理解しやすい方法で書かれる必要がある。

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）